

保護者様

三重県立稲葉特別支援学校長

学校感染症による出席停止について

学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、校長が出席停止の措置をとることができますので、速やかに医療機関の指示を学校に連絡してください。

* 法令で定められた学校感染症と出席停止の期間は、別表のとおりです。

色がついている感染症については、以下の登校許可証への記入を医療機関に依頼し、登校時に学校に提出してください。

.....きりとり.....

登校許可証

三重県立稲葉特別支援学校長 宛て

小・中・高 _____ 年 _____ 組 名前 _____

診断名 (_____) のため、

_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日までの期間を加療し、

感染のおそれがない状態または治癒したので、登校を許可します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

文部科学省における出席停止になる学校感染症と出席停止期間 (別表)

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る） 鳥インフルエンザ （病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ＊その他の感染症 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症など	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ＊その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です